

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第60号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成6年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第20条の見出し中「処理実績等の報告」を「処分実績の報告等」に改め、同条第1項中「の同号に規定する事業場」を削り、「の処理」を「の処分（再生することを含む。）」に、「産業廃棄物処理実績報告書」を「産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定は、産業廃棄物処分業者（政令第6条の4第1号に掲げる事業者である産業廃棄物処分業者を除く。）が行う産業廃棄物の処分及び特別管理産業廃棄物処分業者（同号に掲げる事業者である特別管理産業廃棄物処分業者を除く。）が行う特別管理産業廃棄物の処分に関する報告書の提出について準用する。

同条第4項中「処理に」を「処分（再生することを含む。）に」に、「別記第36号様式の一般廃棄物処理実績報告書」を「別記第35号様式の一般廃棄物処分実績報告書」に改める。

別記第33号様式を次のように改める。

別記第33号様式（第20条関係）

（表）

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）処分実績報告書（ 年度）

年 月 日

北海道知事 様

報告者

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号 （ ） —

____年度の産業廃棄物の処分の実績について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第20条第1項（同条第3項において準用する同条第1項）の規定により、次のとおり報告します。

許可等の種類	1 産業廃棄物処分業	2 特別管理産業廃棄物処分業	3 産業廃棄物処理施設設置許可	4 設置許可不要の焼却施設
産業廃棄物・ 特別管理産業 廃棄物の種類	排 出 者 に つ い て			中 間 処 理 残 さ の 処 分 に つ い て
	氏 名 又 は 名 称			施 設 の 所 在 地 及 び 施 設 の 種 類
	自 社 物 ／ 他 社 物 の 別	排出場所又は積込 場所の市町村名	排出事 業者の 業 種	処 分 者 の 氏 名 又 は 名 称

合	計								

- 備考 1 処分した産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の種類をA欄に記入して、それぞれの種類ごとに年間の処分量を記入すること。
- 2 単位（トン又は立方メートル）を明記すること。
- 3 設置許可の不要な施設で処分した場合は、「産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理施設の種類の」欄に「許可不要施設」と記載すること。

（日本産業規格 A 4）

別記第35号様式を削る。

別記第36号様式中「第20条第4項」を「第20条第3項」に改め、同様式備考4の事項中「事業者にあつては」及び「産業廃棄物処分業者にあつては別記第35号様式」を削り、同様式を別記第35号様式とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日から令和2年6月30日までの間に限り、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「改正後の規則」という。）別記第33号様式の規定にかかわらず、この規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記第33号様式又は別記第35号様式の規定により作成した用紙を使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則別記第36号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則別記第35号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道立網走高等看護学院学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第61号

北海道立網走高等看護学院学則等の一部を改正する規則

（北海道立網走高等看護学院学則の一部改正）

第1条 北海道立網走高等看護学院学則（昭和45年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第22条に次の2項を加える。

- 3 学院長は、経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められる学生に係る授業料については、第1項の納期を変更し、又は分割して納付させることができる。
- 4 前項の規定により納期を変更する場合の納期は、第1期にあつては8月末日、第2期にあつては2月末日とし、分割して納付する場合の分割回数は6回を限度とする。

第23条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中第2項を第5項とし、同条第1項中「学院長」を「第1項及び前項に定めるもののほか、学院長」に改め、同項を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

学院長は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により授業料等の減免を行うものとする。

- 2 前項の規定により学院長が行う入学科の減免の額は、当該学生に係る減免額算定基準額（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項に規定する減免額算定基準額をいう。次項において同じ。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第2号又は第3号に定める額に100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）とする。

(1) 100円未満 入学科の額

- (2) 100円以上 2万5,600円未満 入学科の額に3分の2を乗じて得た額
(3) 2万5,600円以上 5万1,300円未満 入学科の額に3分の1を乗じて得た額
3 第1項の規定により学院長が行う授業料の減免の1年当たりの額は、当該学生に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 100円未満 16万6,800円
(2) 100円以上 2万5,600円未満 11万1,200円
(3) 2万5,600円以上 5万1,300円未満 5万5,600円
(北海道立旭川高等看護学院学則の一部改正)

第2条 北海道立旭川高等看護学院学則（昭和47年北海道規則第123号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の2項を加える。

- 3 学院長は、経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められる学生に係る授業料については、第1項の納期を変更し、又は分割して納付させることができる。
4 前項の規定により納期を変更する場合の納期は、第1期にあっては8月末日、第2期にあっては2月末日とし、分割して納付する場合の分割回数は6回を限度とする。

第24条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中第2項を第5項とし、同条第1項中「学院長」を「第1項及び前項に定めるもののほか、学院長」に改め、同項を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

学院長は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により授業料等の減免を行うものとする。

- 2 前項の規定により学院長が行う入学科の減免の額は、当該学生に係る減免額算定基準額（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項に規定する減免額算定基準額をいう。次項において同じ。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第2号又は第3号に定める額に100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）とする。

- (1) 100円未満 入学科の額
(2) 100円以上 2万5,600円未満 入学科の額に3分の2を乗じて得た額
(3) 2万5,600円以上 5万1,300円未満 入学科の額に3分の1を乗じて得た額

- 3 第1項の規定により学院長が行う授業料の減免の1年当たりの額は、当該学生に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 100円未満 16万6,800円
(2) 100円以上 2万5,600円未満 11万1,200円
(3) 2万5,600円以上 5万1,300円未満 5万5,600円

(北海道立紋別高等看護学院学則の一部改正)

第3条 北海道立紋別高等看護学院学則（昭和48年北海道規則第109号）の一部を次のよう

に改正する。

第24条に次の2項を加える。

- 3 学院長は、経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められる学生に係る授業料については、第1項の納期を変更し、又は分割して納付させることができる。
4 前項の規定により納期を変更する場合の納期は、第1期にあっては8月末日、第2期にあっては2月末日とし、分割して納付する場合の分割回数は6回を限度とする。

第25条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中第2項を第5項とし、同条第1項中「学院長」を「第1項及び前項に定めるもののほか、学院長」に改め、同項を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

学院長は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により授業料等の減免を行うものとする。

- 2 前項の規定により学院長が行う入学科の減免の額は、当該学生に係る減免額算定基準額（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項に規定する減免額算定基準額をいう。次項において同じ。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第2号又は第3号に定める額に100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）とする。

- (1) 100円未満 入学科の額
(2) 100円以上 2万5,600円未満 入学科の額に3分の2を乗じて得た額
(3) 2万5,600円以上 5万1,300円未満 入学科の額に3分の1を乗じて得た額

- 3 第1項の規定により学院長が行う授業料の減免の1年当たりの額は、当該学生に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 100円未満 16万6,800円
(2) 100円以上 2万5,600円未満 11万1,200円
(3) 2万5,600円以上 5万1,300円未満 5万5,600円

(北海道立江差高等看護学院学則の一部改正)

第4条 北海道立江差高等看護学院学則（平成10年北海道規則第37号）の一部を次のように改正する。

第26条に次の2項を加える。

- 3 学院長は、経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められる学生に係る授業料については、第1項の納期を変更し、又は分割して納付させることができる。
4 前項の規定により納期を変更する場合の納期は、第1期にあっては8月末日、第2期にあっては2月末日とし、分割して納付する場合の分割回数は6回を限度とする。

第27条の見出し中「免除」を「減免」に改め、同条中第2項を第5項とし、同条第1項中「学院長」を「第1項及び前項に定めるもののほか、学院長」に改め、同項を同条第4項とし、同条に第1項から第3項までとして次の3項を加える。

学院長は、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第8条第1項の規定により授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により学院長が行う入学料の減免の額は、当該学生に係る減免額算定基準額（大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項に規定する減免額算定基準額をいう。次項において同じ。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第2号又は第3号に定める額に100円未満の端数がある場合には、これを100円に切り上げた額）とする。

- (1) 100円未満 入学料の額
- (2) 100円以上2万5,600円未満 入学料の額に3分の2を乗じて得た額
- (3) 2万5,600円以上5万1,300円未満 入学料の額に3分の1を乗じて得た額

3 第1項の規定により学院長が行う授業料の減免の1年当たりの額は、当該学生に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 100円未満 16万6,800円
- (2) 100円以上2万5,600円未満 11万1,200円
- (3) 2万5,600円以上5万1,300円未満 5万5,600円

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第62号

社会福祉法施行細則の一部を改正する規則

社会福祉法施行細則（昭和28年北海道規則第154号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第69条第1項」を「第68条の2第1項又は第2項」に改める。

第9条を第10条とする。

第8条中「別記第7号様式」を「別記第8号様式」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「第68条」の次に「、第68条の3第1項から第3項まで、第68条の4」を加え、「別記第6号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1条を加える。

（住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業経営の届出）

第7条 法第69条第1項の規定による住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業経営の届出は、別記第6号様式によらなければならない。

別記第7号様式中「第8条」を「第9条」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第6号様式中「第7条」を「第8条」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第5号様式中「第6条」を「第7条」に、「第二種社会福祉事業開始届」を「住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業開始届」に改め、「とおり」の次に「住居の用に供するための施設を必要としない」を加え、同様式を別記第6号様式とし、別記第4号様式の次に次の1様式を加える。

別記第5号様式（第6条関係）

第二種社会福祉事業開始届

年 月 日

北海道知事 様

（設置者）

住所

氏名

㊞

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

社会福祉法第68条の2第1項（第2項）の規定に基づき、次のとおり第二種社会福祉事業を開始した（したい）ので、届け出ます。

1 施設の名称及び種類

フリガナ			
施設の名称			
施設の所在地		〒 -	
連絡先	電話番号	FAX番号	
	電子メールアドレス		
種類		(サテライト型住居の設置 ☐ 有 ☐ 無)	

2 設置者の氏名又は名称及び住所

フリガナ			
氏名（名称）			
住所		〒 -	
連絡先	電話番号	FAX番号	
	電子メールアドレス		
代表者	職名	氏名	

注 「2 設置者の氏名又は名称及び住所」の各欄について、当該欄以外に記載した内容

と同一である場合は、その部分について記載を省略することができる。

3 条例、定款その他の基本約款

当該事業の実施について規定している条項 第 条

4 建物その他の設備の規模及び構造

利用定員	名
構 造	造 階建 (うち当該施設として使用する部分 階部分の全部・一部)
敷地面積	m ²
総床面積	m ² (うち当該施設に使用する部分：専用 m ² 、共用 m ²)
建築年月日	年 月竣工
当該事業に使用する設備の有無（該当する□の中にレ印を付けること。）	☐ 居室 ☐ 炊事設備 ☐ 洗面所 ☐ 便所 ☐ 浴室 ☐ 洗濯室又は洗濯場 ☐ 共用室 ☐ 相談室 ☐ 食堂 ☐ その他（ ）

5 事業開始の年月日

年 月 日

6 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名

施設の管理者（施設長）	職名		氏名	
幹部職員（施設長とは別に幹部職員を配置する場合のみ記載すること。）	職名		氏名	

7 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

添付書類 1 設置者の履歴書及び財産目録又は資産調査

2 建物の平面図

3 条例、定款その他の基本約款

4 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の履歴書

5 その他知事が定める必要な書類

附 則

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の社会福祉法施行細則別記第5号様式から別記第7号様式までの規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の社会福祉法施行細則別記第6号様式から別記第8号様式までの規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第63号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第11条第3項」を「第11条第2項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項中「第11条第3項」を「第11条第2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第6項中「第11条第3項」を「第11条第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第7項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第8項中「第11条第6項」を「第11条第5項」に改め、同項を同条第6項とする。

第10条の見出しを「（緊急時における連絡先の変更）」に改め、同条中「連帯保証人がいなくなったとき若しくはその適正を失ったとき又は連帯保証人」を「緊急時における連絡先」に、「新たな連帯保証人の連署する請書」を「別記第4号様式の届出書」に改める。

別表第1の1の表道公営住宅の部夕張市の項中「193」を「145」に改め、同部余市町の項中「6」を「12」に改め、同部室蘭市の項中「621」を「601」に改め、同部函館市の項中「1,789」を「1,815」に改め、同部北斗市の項中「236」を「256」に改め、同部旭川市の項中「1,285」を「1,189」に改め、同部北見市の項中「567」を「543」に改め、別表第1の2の表駐車場の部岩見沢市の項中「369」を「373」に改め、同部余市町の項中「6」を「12」に改め、同部函館市の項中「1,499」を「1,525」に改め、同部北斗市の項中「236」を「256」に改め、同部北見市の項中「484」を「460」に改め、同部釧路市の項中「741」を「798」に改める。

別表第4函館市の部に次のように加える。

ガーデンヒル旭岡第三団地駐車場	3,060円
-----------------	--------

別記第3号様式（表）を次のように改める。

別記第3号様式（第9条関係）

（表）

北海道営住宅入居請書

私は、北海道営住宅への入居に当たり、北海道営住宅条例その他の法令を遵守するとともに、私の責めにより北海道に損害が生じたときは、その損害について賠償の責めを負います。

年 月 日

入居者 現住所
氏 名

年 月 日生

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

<緊急時における連絡先>

ふりがな 氏 名		生 年 月 日	
住 所		勤 務 先 等 及 び 電 話 番 号	
電話番号		入居者との関係	

備考1 緊急の際には、上記連絡先の方に連絡する場合があります。

2 家賃を滞納した場合には、上記連絡先の方を通じて、家賃の納付指導を行う場合があります。

注1 太枠の部分に記入してください。

2 裏面の守っていただく事項等を御確認ください。

<処理欄>

入居年月日	年 月 日	備	
敷金納入年月日	年 月 日	考	

受付印

別記第4号様式を次のように改める。

別記第4号様式（第10条関係）

緊急時連絡先変更届出書

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

入居者 住 所
氏 名

緊急時における連絡先を変更したいので、次のとおり届け出ます。

1 変更後の緊急時における連絡先

ふりがな 氏 名		生 年 月 日	
住 所		勤 務 先 等 及 び 電 話 番 号	
電話番号		入居者との関係	

2 変更理由

備考1 緊急の際には、上記連絡先の方に連絡する場合があります。

2 家賃を滞納した場合には、上記連絡先の方を通じて、家賃の納付指導を行う場合があります。

注 太枠の部分に記入してください。

<処理欄>

備 考

受付印

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に道営住宅に入居している者（次項に規定する者を除く。）は、連帯保証人がなくなったとき又は連帯保証人がその適正を失ったときは、この規則による改正後の北海道営住宅条例施行規則（以下「新規則」という。）別記第3号様式を総合振興局長又は振興局長に提出しなければならない。

3 この規則の施行の際現に道営住宅に入居している者（北海道営住宅条例の一部を改正する条例（令和2年北海道条例第59号）による改正前の北海道営住宅条例（平成9年北海道条例第11号）第11条第2項の規定により同項第1号の請書への連帯保証人の連署を必要としないこととされた者に限る。）について緊急時の連絡先等とされている者がなくなった場合における新規則第10条の規定の適用については、同条中「緊急時における連絡先を変更しようとする」とあるのは、「北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年北海道規則第63号）による改正前の北海道営住宅条例施行規則別記第4号様式の北海道営住宅連帯保証人免除申請書に緊急時の連絡先等として記載された者がいなくなっ

た」とする。
